

会 議 録

会議名	第2回 相模原市補助金等評価委員会		
事務局	財務部 財務課		
開催日時	平成20年8月25日(月曜日) 19時から21時20分まで		
開催場所	市役所本館 2階 第1特別会議室		
出席者	委員	7名(西川委員、萩原委員、熊谷委員、小澤委員、大神田委員、津川委員、日比谷委員)	
	その他	0名	
	事務局	5名(財務課長、ほか4名)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否	傍聴者	0人
会議次第	1 座長あいさつ 2 議題 (1) 第1回相模原市補助金等評価委員会 会議録の確認 (2) 見直し対象補助金の個別審議 (3) その他		

審 議 経 過

主な内容は、次のとおり。

1 座長あいさつ(西川雅史委員)

2 議題

(1) 第1回相模原市補助金等評価委員会の会議録の確認について

第1回相模原市補助金等評価委員会の会議録が確認された。また座長の求めにより、事務局から配布資料(対象補助金一覧)について説明された。

[主な意見]

○補助金の交付先は明示されるか。

⇒スペースの都合で一覧表には載せていない。個別審議では明示する。

(2) 見直し対象補助金の個別審議について

個別審議に入る前に、座長から委員会における評価の区分について提案され、承認された。

【補助金等評価委員会における評価区分】

ア 存続するもの (これは必要ですねというもの)

イ 保留するものA (よくわからないから保留するもの)

保留するものB (一定期間内に見直しを要すると判断するもの)

ウ 廃止するもの (どう見ても不要なもの)

No.1 津久井地域急病診療所事業費補助金

[結果] 存続とする。【ア】

[主な意見]・診療内容に格差がある。合併したのだから、地域格差をなくす努力をして欲しい。

No.2 津久井地区ふれあい作品展

〔結 果〕 期限を切って、旧市の仕組みに合わせることにする。【イ B】
〔主な意見〕 ・県の事業なので、必要なものは県に要求するなどの対応も必要。

No.3～No.8 障害者団体等補助金

〔結 果〕 存続とする。【イ B】
額の多寡を委員会の提言とはしないが、横の比較で額の検討を行う必要があること。（団体間のバランスが取れていない）
〔主な意見〕 ・社協から補助金が出ている団体があるが、社協経由での二重交付になっていないか確認すること。

⇒確認する。

・“補助金の使い方” は既に新市のルールに移行している。食糧費への充当ができなくなったことから、旧町時代より補助金額は減少した。また、食糧費への充当ができないことから団体を解散した地域もある。障害者を対象とした助成ということで、配慮が必要である。

・これらの草の根的な活動については、もっと手厚くしたほうが将来の相模原市にとっては良いのではないかと思う（行政改革の流れは理解できるが、削除一辺倒で良いのかは疑問）。

・必要性は認めるが、障害者への支援ということで考えた場合、団体への助成と直接本人への助成とどちらが良いのか、補助金の交付方法については検討の余地があると思う。

No. 9～No.10 （中野地区・三ヶ木地区） 敬老会運営費助成金

〔結 果〕 財産区関連の事業として、別途協議とする。

No.11 子育て支援団体補助金

〔結 果〕 意義は認めるが、他町の同様の事業との統合を図ること。【イ B】
〔主な意見〕 ・「地域創生まちづくり協働事業」で実施する内容ではないか。
・公民館サークルで同様の事業を実施しているところは多数あるが、それらには補助金は出していない。

No.12 藤野地区成人式開催事業補助金

〔結 果〕 再調査。
〔主な意見〕 ・内容的には、経過期間の中で（廃止の）結論を出すか、もしくは廃止する事業のように思われるが、この事業が地域のコミュニティの形成において重要と認められる可能性があるため、事務局が再度確認すること。

(3) その他

委員から、他の事業において、合併後の旧市と旧町を同等に扱おうとする際に、一部の地域についてのみ財産区を既得権として認めることが望ま

しいのかについて疑問が呈された。

委員から、今回の評価対象補助金（No.3～No.8 障害者団体等補助金）では、研修旅行の際の施設入場料、有料道路代などが補助対象となっているが、障害者地域作業所に対する運営費補助金ではそれらに対する支出が一切認められておらず、整合がとれていない旨の発言があり、事務局には、可能であれば、例えば、「事業費」として認定される基準が現在どのようになっているのかなどを、部局を横断する形で把握することが要請された。

次回第3回の開催予定は平成20年9月11日（木）19：00から

以 上